

くるくるアイスご利用規約

第1章 ご利用規約

スジャータめいらくグループ（以下、「当社」といいます）が管理・運営・販売する、専用アイスパックから抽出するソフトクリーム状商品（以下、「アイスパック」といいます）の宅配サービス（以下、「くるくるアイス」といいます）であり、そのご利用規約をご案内します。

第2章 定期購入サービスに関する規約

第1条（本サービスの会員資格）

【第1項】

くるくるアイスの会員となるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ・当社が定める配送可能地域にお住まいであること。

【第2項】

くるくるアイスは、会員ご本人のみが利用することができるものとします。会員の権利または会員の地位について、譲渡、貸与、名義変更、担保供与、その他第三者の利用に供する行為をすることはできません。

第2条（くるくるアイスの定義）

【第1項】

くるくるアイスは、会員に対し専用のくるくるアイス抽出機（以下、「抽出機」といいます）を当社が貸与し、毎月1回以上、1回あたり140mlのアイスパックを12個（選択プランによってはそれ以上の個数）を定期配送するサービスです。

【第2項】

くるくるアイスでお届けするアイスパックは、次の13種類より希望の種類を選択可能です。

・北海道プレミアムバナナ、プレミアムチョコレート、プレミアム宇治抹茶、プレミアム生キャラメル、バナナ&チョコレート、バナナ&ストロベリー、バナナ&抹茶、クッキーズバナナ、ストロベリー（果肉入り）、季節のフレーバー、アソートA、アソートB、季節アソート

なお、「季節のフレーバー」は、季節限定商品となり、その時々当社より会員に対して紹介のあったものとする。

【第3項】

前項の商品は、当社より随時変更され、商品パッケージ、内容も変更となる場合があります。

第3条（アイスパック以外の商品について）

【第1項】

くるくるアイスでは、アイスパック以外に当社より紹介される下記商品を別途注文することが可能です。

・ワッフルコーン

【第2項】

前項の商品は、当社より随時変更され、商品パッケージ、内容も変更となる場合があります。

第4条（くるくるアイスの開始）

くるくるアイスのご利用契約（以下、「本契約」といいます）は、会員が本規約に同意し、くるくるアイスの利用申込みを行った上、当社がその申込みを承諾することで成立するものとし、その方法として、スジャータめいらくオンラインショップにおいて「くるくるアイス会員規約」に同意したうえ、申し込み手続きを完了した時点で、当社と会員の間に成立するものとし、

第5条（配送ルール）

【第1項】

会員は、くるくるアイスの申込み時に、当社が定めたフォーマットに従い、以下の各項目について届け出ていただきます（以下、届出ていただいた各項目を総称して「配送ルール」といいます）。

- ・ 契約者のお名前、メールアドレス
- ・ アイスパック、抽出機のお届け先（お名前、ご住所、ご連絡先）
- ・ アイスパックの配送サイクル

1 回あたりのアイスパックお届け個数（12 個単位）

- ・ 料金のお支払いに関する情報（クレジットカードの名義人・有効期限・カード番号等）

【第 2 項】

アイスパックは、発泡スチロール（ドライアイス入）で梱包し、ヤマト運輸の冷凍宅急便をもってお届けしますが、ドライアイス保持期限が発送翌日までとなり、ドライアイスが無くなる前にお届けをするため、お届け日が日曜日または月曜日になる場合は該当曜日の前の土曜日に変更とします。

【第 3 項】

お届け日が 1 2 月 2 9 日から 1 月 5 日（年末年始）となる場合については、第 2 項の限りではなくなりません。別途当社より配送予定日を連絡するものとします。

【第 4 項】

お届けのお休みも可能ですが、連続でのお休みは 3 回までとします。特段の事情により 4 回以上お休みを希望される場合、会員は、スジャータめいらく通信販売のコールセンターへ連絡のうえ、当社がその事情を承諾した場合はその限りではありません。

第 6 条（届出事項の変更）

【第 1 項】

会員が当社に届け出た配送ルールの変更を希望する場合は、Web サイトのマイページから変更いただくか、スジャータめいらく通信販売のコールセンターへの電話連絡によるものとします。

- ・ Web サイト : <https://www.sujahtaonlineshop.jp>
- ・ スジャータめいらく通信販売コールセンター : 0 1 2 0 - 2 1 - 6 6 8 8

【第 2 項】

前条各項による配送ルールの各項目の変更の効力が生じる時期は、会員により変更の手続きがなされ、当社がそれを確認し、配送ルールの変更登録を完了した時とします。

【第3項】

会員は、本条第1項の定めにより、配送ルールの変更を行う場合、会員の指定したお届け日の5日前までに行うものとします。但し、12月29日から1月4日は営業日から除きます。

当社が変更を受け付けした時点で、すでに出荷済のアイスパックについては、会員には該当出荷分のアイスパックに関する料金をお支払いいただきます。

第7条（アイスパックの発注及び配送）

【第1項】

アイスパックは、第5条により会員から届け出られた配送ルール（第6条により、配送ルールの変更を行った場合、変更後の配送ルールによる）に従い、当社により、定期的に会員に配送されます。

【第2項】

くるくるアイスのサービスエリア（くるくるアイスの提供が可能なエリア）は、当社が指定する地域とします。

第8条（返品または交換）

【第1項】

会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、アイスパックの返品または交換を請求することはできません。

- ・注文の商品とお届けしたアイスパックが異なっている場合
- ・届けられたアイスパックに、汚れ、傷、破損等の不具合がある場合
- ・お届け日に届けられたアイスパックに、変質が認められる場合
- ・その他、当社が相当と判断する場合

【第2項】

前項の返品または交換は、以下の各号の条件をすべて備えていることを必要とします。

- ・アイスパックの受け取り後、スジャータめいらく通信販売コールセンターに連絡がなされていること
- ・商品の容器、外装箱等はお届け時の状態で返品すること

【第3項】

会員は、本条第1項及び第2項の返品又は交換に関し、当社が指定する方法に従うものとします。なお、当社に責のある場合を除き、送料は会員が負担するものとします。

第9条（抽出機の交換）

【第1項】

会員は、届けられた抽出機に、汚れ、傷、破損、動作不良等の不具合があった場合、当社に対し抽出機の交換を依頼することができます。

【第2項】

前項の交換は、以下の各号の条件をすべて備えていることを必要とします。

- ・抽出機受け取り後、スジャータめいらく通信販売コールセンターに連絡がなされること
- ・抽出機はお届け時の状態で返品すること

【第3項】

会員は、本条第1項及び第2項の交換に関し、当社が指定する方法に従うものとします。なお、当社に責のある場合を除き、送料は会員が負担するものとします。

第10条（抽出機の修理）

【第1項】

会員は、抽出機の使用において動作不良が生じた場合、当社に対し抽出機の修理を依頼することができます。

【第2項】

当社は、前項の修理を会員がスジャータめいらく通信販売コールセンターに連絡することにより受け付

けます。抽出機の取扱説明書に記載された使用方法や注意事項に従ったにも関わらず動作不具合や破損、汚損が生じた場合を除き、修理費用は会員が負担するものとします。

第11条（くるくるアイスの利用料及びその支払い等）

【第1項】

会員は、申し込み時にWebサイト上のアイスパック類に係るページに表示された料金を本条第2項の方法により支払うものとします。

・商品代

1セット アイスパック12個 税込4,860円

2セット アイスパック24個 税込8,640円

3セット アイスパック36個 税込11,340円

ワッフルコーン 税込5,063円

・抽出機レンタル費用のご負担はありません。但し、会員の都合により、お届け回数が4回未満で本契約を終了する場合、抽出機の返送料として税込2,500円を会員が負担するものとします。

・アイスパックを前述の3セットよりも多く必要な場合、4セットは「3セット アイスパック36個 税込11,340円+1セット アイスパック12個 税込4,860円」、5セットは「3セット アイスパック36個 税込11,340円+2セット アイスパック24個 税込8,640円」、6セットは「3セット アイスパック36個 税込11,340円+3セット アイスパック36個 税込11,340円」、それ以上も同様に申込みいただくものとする。

【第2項】

会員は、本条第1項のご利用料金を、クレジットカード決済（クレジットカード会社が指定する締日及び決済日により支払う方法）によりお支払いいただきます。

【第3項】

お支払いいただいた本条第1項のご利用料金は、当社の責めに帰する事由に該当する場合を除き、返金

はいたしません。

【第4項】

ご利用料金のお支払い期限は、クレジットカード会社が指定する締日に係る決済日とします。

【第5項】

本条第4項に定める各支払期限が過ぎてもご利用料金をお支払いいただけない場合、会員は、会員が当社に対して負担している一切の責務につき、支払期限の翌日から年14.6パーセントの割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

【第6項】

第6条第1項所定の連絡先に事前に連絡されることなく会員のご都合によりアイスパックの発送後にこれらを受領されなかった場合、本条第2項に従って、受領されなかったアイスパックの料金についてもお支払いいただきます。会員がこれによって追加でアイスパックを希望する場合には、新たな追加注文として当該アイスパックにかかる料金をお支払いいただきます。